

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の推進と展望 —アメリカ主導の対日経済戦略の本質と罫—

成 著政

Promotion and Outlook of Trans - Pacific Strategic Economic Partnership Agreement SUNG Kijung

要 旨

2010年10月、菅首相は所信表明演説で「平成の開国」という観点からTPP交渉への参加を検討すると表明した。そして、2011年11月、野田首相はAPECの首脳会議で、TPP交渉への参加表明を強行した。しかし、TPPの交渉参加については業種や立場によって、意見が二分され、激しく対立している。以上をふまえ、本稿ではTPPの概要と推進状況、交渉内容、そして今後の展望を探ることなどを主な目的とする。

キーワード

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP) 自由貿易協定(FTA)
経済連携協定(EPA)

目 次

- I. はじめに
 - II. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要と推進動向
 - 1. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要
 - 2. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)推進の背景
 - 3. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の政府間交渉の経過
 - III. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)内容の分析
 - 1. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の交渉分野と状況
 - 2. 日本における環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に対する試算と評価
 - IV. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉の今後の展望
 - V. おわりに
- 【参考・引用文献】

I. はじめに

2010年10月1日、菅直人首相(当時)は所信表明演説にて「平成の開国(第3の開国)」という観点^[註1]から環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加を検討すると表明した。すなわち、2010年11月9日の閣議決定「包括的経済連携に関する基本方針(Basic Policy on Comprehensive Economic Partnerships)」において、「FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」としている。

しかし、アメリカからTPPへの参加を誘われ、農業分野の開放と構造改革に対する反発と、政治的混乱により参加決定を決めかねていたが、韓米FTAなどに対する危機感によりアメリカとのFTAの必要性、国内産業の活力の低下、農業改革の必要性、そして中国への牽制などにより、2011年11月13日午前(現地時間)、野田首相はアジア太平洋経済協力会議(APEC)^[註2]の首脳会議で、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の交渉への参加表明を強行した。これに先立ち、11日に首相官邸にて野田首相が記者会見を行った。その概要^[註3]としては、12日から参加するホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることにし、TPPについては、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識しているとした。また、世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる、安定した社会の再構築を実現する決意である。同時に、貿易立国として、今日までの繁栄を築き上げてきた日本が、現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れていかなければならないとした。そして、このような観点から、関係各国との協議を開始し、各国が日本に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論をへた上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたいという内容の会見を行った。

しかしながら、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)は今まで日本が締結してきたEPAやFTAとは比較にもならないきわめて高度な自由貿易協定である。このことからコンセンサスが得られず、2010年10月の段階から、業種や立場によって交渉への参加について意見が二分され、激しく対立している。賛成派の意見としては、第1に、関税撤廃や貿易手続

^[註1] この視点は、日本は経済的に閉鎖に近いという認識であろう。しかし、世界銀行とOECDの統計資料によると、日本の全品目の平均関税率は3.3%で、世界で最も低い。また、農産物の関税率も平均12%で、EUの20%よりも低い(服部、2011、15頁)。

^[註2] 2011年11月13日に米ハワイで開催されたAPECの目標としては、アジア太平洋において、市場に基づく開かれた貿易・投資体制を構築することを念頭に、具体的な成果を追求することである。その3つの優先課題と主な成果は次のとおりである。第1に、地域経済統合の推進と貿易の拡大で、主な成果としては、貿易投資の推進に資するような効果的で無差別、かつ市場主導のイノベーション政策の促進である。第2に、グリーン成長の推進で、主な成果としては環境への負荷を低減する物品に関する関税引き下げなど、貿易障壁の削減である。第3に、規制収斂および協力の促進で、その主な成果としては政府部内の調整、規制影響評価、パブリック・コンサルテーションなど規制に関する良い慣行の導入に向けた措置の実施などを挙げるができる。詳しくは「APEC USA 2011、外務省」を参照されたい。

^[註3] 首相官邸のウェブサイト資料による。

きの簡素化により国内企業の競争環境が改善できること、第2に、TPPに交渉段階から参加することで、FTAAPなどのルール作りに参加できるという点、第3に、国内農業を改革できるきっかけになる、そして第4に、日本のTPP参加が日米安保強化につながるという安全保障のメリットなどをあげている。

反対派^[註4]の意見としては、第1に、関税撤廃により国内の農業が破滅的なダメージを受ける。第2に、食料自給率が大きく低下することで、食料安全保障が困難になる。第3に、安価な外国産製品の輸入により、デフレが一層促進される。第4に、既存の規制や制度などの非関税障壁の撤廃が求められること、などをあげている。

このようなことをふまえ、本稿では現段階において、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要と推進状況、交渉内容をふまえ、今後の展望を探ることを主な目的とする。

II. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要と推進動向

1. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要

環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement ;TPP^[註5]、環太平洋経済連携協定、環太平洋経済パートナーシップ協定、環太平洋経済協定)とは、2006年に発効したシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国による包括的な自由貿易を発展させ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアなどアジア・太平洋地域の9カ国で経済の自由化を目的として交渉している多角的な経済連携協定(Economic Partnership Agreement ;EPA)で、地域貿易協定(Regional Trade Agreement ; RTA)^[註6]の一種である。ただし、TPPは物品の関税について、約8割を即時撤廃を求めている点、最終的に重要品目に対する関税撤廃の例外扱いなどを一切認めない点^[註7]で究極な自由貿易を目指すFTAといえる(図表1)。すなわち、コメなどの特定の分野を例外として認めた上での交渉参加は、認められない可能性が極めて高い。そして、物品貿易のほか、サービス(一時帰国、電気通信などを含む)貿易、政府調達、投資、環境、医療、知的財産、労働の移動、公共事業、そして制度面での調和などについての協定づくりが進められている。言い換えれば、TPPはすべての品目の市場を100%開放させようとしている。通常は貿易の対象にはならない政策や規制などの国内措置も対象になっている究極なFTAである。

地域貿易協定は政治的な事由、または巨大市場へのアプローチのための経済的な要因で

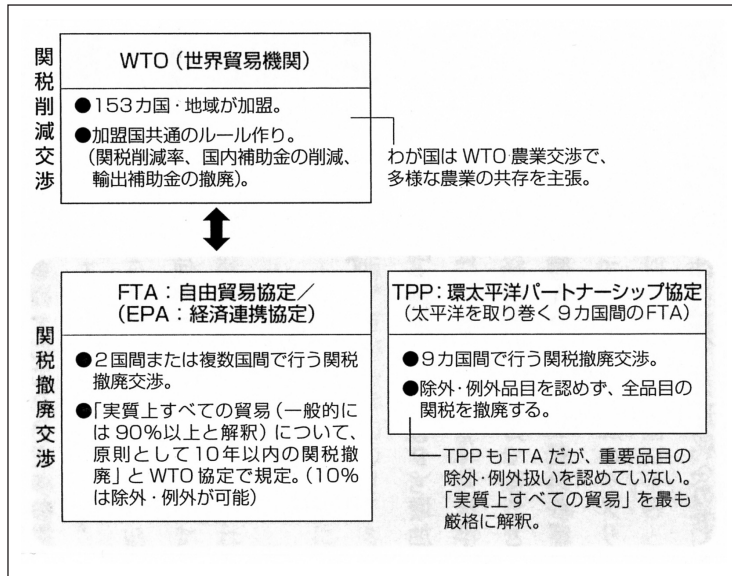
^[註4] 「TPP」という得ても知らないモンスターがアメリカに操られ、日本を食い物にしようとしている。このモンスターから私たちは生活を、仕事を、地域を、そして食料と農業を、美しい農村景観を守り抜くことができるのであろうか。

^[註5] 本稿では、以下、環太平洋戦略的経済連携協定を「TPP」と英語の頭文字で表記することに(一部混用)。しかし個人的に、この協定を「TTP」と略称することに対しては、賛同できず、正式名称で表記することで一般国民にも広く情報を知らせ、日本の将来がかかっている環太平洋戦略的経済連携協定について全国的な議論を徹底的に行い、結論を出すべきである。

^[註6] RTAとは自由貿易協定、サービス協定、関税同盟、共同市場、そして完全経済統合などの総称である。

^[註7] 「しかも、たとえば米国企業が日本で活動するのに障害となるルールがあれば、米国企業が日本政府を訴えて賠償請求とルールを廃止させることができる条項も盛り込まれる、いわゆる「毒素条項」と呼ばれ、NAFTA(北米自由貿易協定)でも、韓米FTAでも入っている、経済政策や産業政策の自主的運営がかなりの程度制約される可能性も覚悟する必要がある」と鈴木教授は指摘している(鈴木宣弘「TPPをめぐる議論の間違い」2頁)。

<図表1> WTO, FTA(EPA)とTPPの相違



資料：浜田(2011), 23頁.

共通の関心事をもつ2カ国以上の締結で、他条件は無視しても経済的な利益の極大化という目標化で貿易自由化を推進できるという認識に基づいている。最近のRTAは地理的接近性に基づいた伝統的な形態のみならず、大陸間に推進される様相を見せており、同様の水準の経済発展段階をもつ国家のみではなく、相違な経済発展段階をもつ国家間にも形成されつつある。また、RTAそれ自体が一国家としての役割を果たし、他RTAとの間に協定が締結されたり、RTAと個別国家間にも協定が推進されている。

このRTAは締結国家間の関税と非関税障壁の撤廃を原則とする自由貿易協定(FTA)、締結国間の自由貿易の他にも域外国に対する共同関税率を適用する関税同盟(Customs Union)、関税同盟に加え、締結国間に生産要素の自由な移動が可能な共同市場(Common Market)、締結国間に金融、財政政策などで共同の経済政策を遂行する経済共同体(Economic Community)、そして締結国の共同議会の設置のように政治・経済的統合を達成する完全経済統合水準である単一市場(Single Market)へ順次、発展されている^[註8]。

TPP^[註9]は、チリとニュージーランドが二国間FTA交渉を始め、2000年11月14日にニュージーランドとシンガポールが二国間FTAを締結(ニュージーランド・シンガポール二国間自由貿易協定; ANZSCEP)^[註10]することで、三国間のCEP(Pacific Three Closer Economic

^[註8] Lee et al.(2006), pp.14-15.

^[註9] TPPは、2001年1月に発効したニュージーランド・シンガポールの2国間FTA(ANZSCEP)をベースとしている。ANZSCEPは、「すべての品目の関税を撤廃する(第4条)」自由化レベルの高いFTAで、同時に、極めて包括的な協定で、物品の貿易、サービス貿易、電子商取引、競争、税関手続き、投資、貿易の技術的障壁と衛生植物検疫、政府調達、知的財産権などが規定されている(石川, 2010, 65頁)。

^[註10] ANZSCEPは、1999年7月1日に両国の通商大臣が2国間FTAについて検討を始めることに合意し、2000年11月14日にシンガポールで調印、そして翌年の1月1日に発効という極めて短い交渉期間である。これは、FTAではいかに貿易自由化が急速に進展するかを示唆する(稲永, 2004, 148頁)。

Partnership; P3 CEP)締結の動きがあった。そして、2002年メキシコのロス・カボスで開催されたアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議でチリ、ニュージーランド、シンガポールの三国間の地域自由貿易協定の締結のための交渉が2003年から2005年にかけて4回行われ、ブルネイは第2次交渉からオブザーバーとして参加したが、2005年4月から公式交渉に参加した。ブルネイ、チリ、ニュージーランド、そしてシンガポールの4カ国のそれぞれ貿易上影響の少ない国同士が2005年6月に協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement ; P4, TSEP)に署名し、2006年5月28日に発効した^[註11]。

当初、P4参加国による協定は、経済規模(世界総GDPの0.8%、世界貿易の2.2%)が小さい小国間の自由貿易で、ほとんど注目されなかった。しかし、2008年2月、シンガポールおよびチリとFTAを締結していたアメリカのブッシュ政権はその時まで妥結されなかったP4の金融サービスと投資分野への交渉に、同年9月には拡大されたTPP交渉に参加すると宣言した。このようなアメリカのTPP交渉への参加と積極的な姿勢により大きく注目されるようになった。

そして、2008年9月、オーストラリアがTPP交渉参加の検討を発表し、2009年11月、オバマ政権^[註12]がTPP交渉参加を再表明^[註13]、2010年ペルーが交渉参加を表明し、2010年3月のオーストラリアのメルボルンで開催された第1回交渉会合からアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルーが加わり、同年10月のブルネイで開催された第3回会合からマレーシアが加わることになった。これによりTPP交渉への参加国は9カ国になり、その規模は総GDP16兆ドル、人口5億人規模となった。

2011年11月11日、野田首相がTPP交渉参加に向け、関係各国との協議を開始すると発表し、2011年11月12日にTPP交渉参加国の首脳はAPEC開催のハワイで会合を開き、TPP協定の「大まかな輪郭」^[註14]について合意した。そして、同月、メキシコ(11月13日)^[註15]、カナダ(11月14日)^[註16]がTPP交渉参加の可能性について正式な協議をする意思を表明した。

^[註11] 2005年6月、韓国の済州で開催されたAPEC閣僚会議でP4協定の妥結を宣言し、ニュージーランドとシンガポール間には2006年5月28日から、ブルネイは7月12日に、そしてチリは11月8日から協定が発効された。

^[註12] 2009年11月14日、オバマ米大統領は日本訪問の際、サントリーホールでの演説をつうじて、アメリカのTPP参加意思を発表し、TPPを「高いレベルの21世紀型貿易協定として推進し、アジア太平洋地域の貿易自由化の基盤」にすると意思を表明した。

^[註13] これにより、TPPはアメリカ主導の一大経済連合に変じた(朝日新聞2010年10月28日)。

^[註14] TPP交渉参加9カ国の首脳は2011年11月12日に、APEC会合(米ハワイ)で、TPPの「大まかな輪郭」(broad outlines)に合意したことを発表した。その主な内容は次のとおりである。第1に、現在進められている交渉は、すべての交渉分野で参加国間の合意が得られた段階で妥結する(一括受諾方式)。第2に、各交渉グループでは、協定のテキスト(条文)の取りまとめ作業を進めている(分野別の論点や進捗状況は次ページのとおり)。第3に、市場アクセス分野(関税、サービス、投資、政府調達)の概要は以下のとおりである。①関税(撤廃・削減)スケジュールは、すべての物品(タリフラインで約11,000品目)をカバーする。②サービスおよび投資の自由化は、すべてのセクターを対象とすることを確認し、包括的な自由化を原則とするが、交渉はネガティブ・リスト方式で行われており、包括的な範囲を想定する。ただし、特定のサービス分野については特別な例外の交渉を認める。③政府調達の自由化は、各国の公共調達市場へのアクセスを最大限に拡大することを目的とする。ただし各国のセンシティブ分野には配慮する(JETROの資料による)。

^[註15] ブルーノ・フェラーリ(ガルシア・デ・アルバ)経済大臣は、メキシコがより大きな経済発展を促進することや、貿易および投資の機会の創出のために、TPPの重要性を認識していると表明した。

^[註16] エド・ファスト国際貿易・アジア太平洋ゲートウェイ大臣は次のとおり述べた。カナダとアジア太平洋地域との関係は力強く伸びている。我々はTPPを、両者の関係をさらに強化し、我々APECメンバー全員の共通目標である地域経済統合に貢献する手段であると認識している。

そして、米国をはじめ9カ国で構成されるTPPの交渉国は、2012年6月18日にメキシコ、19日にカナダの交渉参加を正式に認めた。米国政府は知的財産権関連の条約の批准や海賊版の取り締まり強化といった「信頼の構築」と、既交渉国に比べて新規参加国の権利を制限する内容の「参加条件」をめぐり、両国と集中的に協議を続けた。今後は両国との交渉目的を議会へ通知し、パブリックコメント実施の手続きに入る見通しである。米国議会では参加に反対する声は聞かれず、通知後に始まる議会との協議は円滑に進むとみられる^{【註17】}。

2011年11月の米ハワイで開催されたAPECの会合で、TPPの交渉は大枠合意に達し、今後一年で最終妥結を目指すことを明らかにしたものの、2012年9月、米通商代表部(USTR)が各国首脳に提出した報告書によると、TPPの年内妥結を正式に断念したと報告している^{【註18】}。この報告書では、物品の関税を扱う市場アクセスなど主要分野で参加国の主張に大きな隔たりがあり、交渉の停滞を示唆している^{【註19】}。また、今年(2012年)11月から来年1月に行われるアメリカ大統領選挙も大きな理由の1つであろう。

ここでTPPの特徴^{【註20】}について、簡略にまとめておきたい。第1に、締約国が、現段階(2012年10月)ではアメリカ、カナダ、メキシコも交渉に参加しているものの、開放的な小国であり、貿易投資への依存のきわめて高い国により構成されていることである。第2に、将来的にAPEC地域のFTA協定を意図していることがあげられる。前文で、APECの域内協力の拡大、APECの目標と原則へのコミットメントが強調されるとともに、第1章(設立条項)第1条1項の目的の3に、「締約国はAPECの広範な自由化プロセスを支持する」との規定がおかれている。第3に、他国に門戸を開放していることである。同じく第1章1項の2には、「締約国の合意により本協定は他の地域に拡大できる」と規定されている。いうまでもなく、他の地域は他のAPEC加盟国をさすと考えられる。TPPが環太平洋戦略的経済連携協定と銘打っているのは、APECのFTA協定とその拡大という戦略的な企図を有しているためであるといえる。第4に、包括的で100%自由化を実現する自由化レベルのきわめて高い協定である。対象分野は投資を除くと、日本のEPAとほぼ匹敵する広範な分野となっている。第5に、原産地規則の45%付加価値基準は他の東アジアのFTAの40%付加価値基準より厳しくなっている。第6に、サービス貿易のモード3は規定があるものの、投資の自由化規定がない。第7に、環境と労働が付属協定および覚書として含まれている。東アジア域内のFTAではこうした例はなく、NAFTA(北米自由貿易協定)^{【註21】}と同様の取扱いであるといえる。環境と労働に関する補完協定は、APECのモデル協定として位置づけられている。第8に、サービス章のブルネイへの一時的な非適用など運用に柔軟な面もある。しかしながら、このような措置などの柔軟な対応を日本への適用に、日本が期待することはまず無

^{【註17】} 日本貿易振興機構(JETRO)の資料による。

^{【註18】} TPP交渉への参加が決まったばかりのメキシコのカルデロン大統領は同日の記者会見で「2013年12月の妥結を目指す」と合意した」とした(東京新聞、2012年9月10日夕刊)。

^{【註19】} 東京新聞、2012年9月10日夕刊。

^{【註20】} 石川(2010)、70~71頁による。

^{【註21】} NAFTAでは、対外共通関税を持たず、労働力移動の自由化、経済政策の協調を内容に含んでいないが、重要産業分野につき厳しい原産地基準を定め、加盟国の相互の投資を優遇する規則やサービス貿易、知的財産権に関する規則、実効性の高い紛争解決手続の導入、政府調達における優遇を定めるなど、実効性ある経済統合の枠組みを有している。そして、環境問題、労働者保護問題については、補完協定で規定している(外務省の資料による)。ちなみに、NAFTAでの環境と労働の補完協定は1993年9月14日に署名した。

理であろう。

また、TPPの特徴について、一般的なFTAと比べて特殊な点に焦点を当ててまとめた資料もある^{【註22】}。まず第1に、物品の関税については、10～12年程度の猶予期間が与えられるものの、原則的に全品目撤廃を目標とした自由化レベルがきわめて高いFTAである。第2に、サービス貿易、政府調達、知財保護などを含む包括的FTA(日本のEPA)であるが、「分野横断的事項」として、規制制度間整合(regulatory coherence)、中小企業によるFTA活用促進、競争力向上の3分野が、初めてFTAの対象とされている。第3に、オープンな協定を掲げ、アジア太平洋地域の国々の追加参加を歓迎するとしており、上記の石川論文でも述べているように、将来的にはAPEC対象地域をカバーするFTA(FTAAP: Free Trade Area of the Asia Pacific)を目指そうとしているようにみえる^{【註23】}。第4に、「生きている協定(living agreement)」として、協定をさらに発展させたり、新たな課題に対応するための仕組み(モニタリング・協力メカニズム)も組み込もうとしている。すなわち、将来生じる貿易の課題および新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新たな貿易課題^{【註24】}に対応するために、協定の適切な更新を可能にしている。

以上の点がTPPの主たる特徴であり、全物品の関税ゼロを目標としている点を除けば、賛成、反対を別にして、TPPはそれほど特殊な内容のFTAでもないとも考えられる。

2. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)推進の背景

周知のように、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)はアジア太平洋地域の経済統合を目的として、2006年6月ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイなどの小国間のFTA(4P)である。この協定の創設初期はほとんど影響力もなく、アメリカが積極的に協定への加入を推進しアジア国家にも参加を誘導したことで急浮上するようになった。ここでは主要国のTPPへの参加背景^{【註25】}について簡略に述べることにする。

まず第1に、主要国において東アジアにおける経済協力体の必要性の共感を挙げることができる。1997年のIMF金融危機以降、東アジア諸国を中心に、EU、NAFTAなど欧米先進国の経済地域主義の強化趨勢に比べ、東アジアにおいて地域経済統合が相対的に遅れている(図表2)。

第2に、経済統合方法を巡り主要国間に意見の差が発生している。すなわち、東アジアにおける経済協力は中国と日本の立場の相違と、各国が自国中心の統合を偏好することで、あまり進展が見られない状況である。中国はWTO加入で国際経済体制に編入した以降、東アジア中心の経済共同体の建設に積極的で、経済力に基づき、東アジア中心の経済協力(ASEAN+3)を偏好している。また、東アジアにおいて中国と競争関係にある日本は中国を牽制するためにインド、オーストラリアなどを含むASEAN(東南アジア諸国連合:

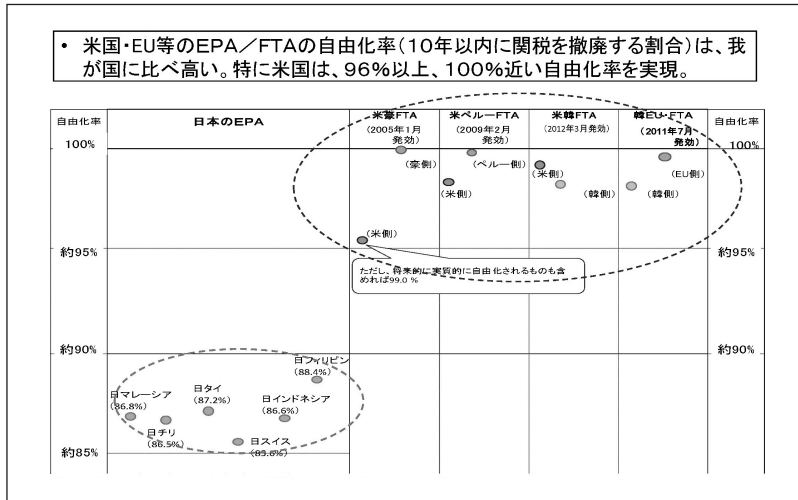
^{【註22】} 公正貿易センター(一般財団法人国際貿易投資研究所)のウェブサイト資料による。

^{【註23】} APECは、2020年以降対象地域をカバーする強固で深化したアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP、米国が提唱)を目指す予定であり、その道筋としては、①TPP、②ASEAN+3(EAFTA、中国が推進)、③ASEAN+6(CEPEA、日本が推進)の3つの広域連携があるとしているが、現時点で具体的に交渉が進展しているのはTPPのみである。

^{【註24】} 新たな貿易課題としては、デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品およびサービスの貿易および投資を促進し、TPP地域をつうじた競争的なビジネス環境を確保するとしている(「TPPの輪郭」外務省仮訳)。

^{【註25】} 服部(2011);久野秀二「TPP協定の背景と問題点」2011年5月;権(2011)などによる。

<図表2> 日本と米・EUなどのEPA・FTAの自由化率比較



資料：内閣官房(2012), 18頁.

Association of South - East Asian Nations)^[註26]+6(韓国, 日本, 中国, インド, オーストラリア, ニュージーランド)を推進している(図表3). 韓国は地域内多者間経済統合よりは韓国中心の二国間FTAに力を入れている.

第3に, アメリカの対外(経済)戦略として, 自国の経済回復とアジア太平洋地域において影響力を維持・強化するためである. まずアメリカはTPPをつうじて輸出を拡大することで, 国内経済の回復を模索している. そして, アジア太平洋地域で急速に影響力を拡大させている中国を牽制し, 全世界において通商主導権を強化する戦略を立てている.

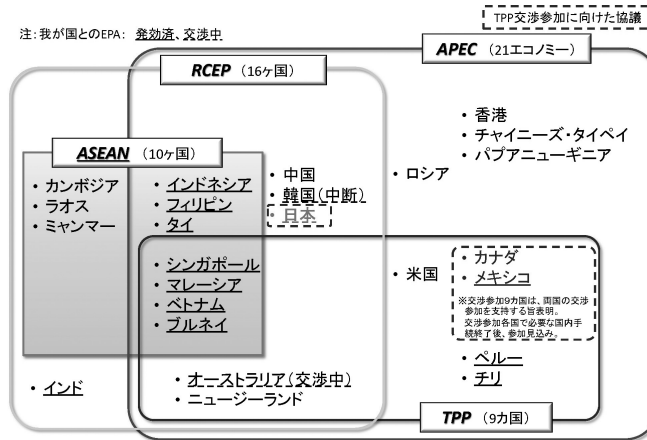
オバマ政権が発行した「2010年大統領通商政策アジェンダ(2010 Trade Policy Agenda)」でも「TPPはアジア太平洋地域でのアメリカの経済的利益を増進するためのもっとも強力な手段である」とし, アメリカはTPPをつうじて「幅広く高いレベルの21世紀地域貿易協定を推進する意思」を持っていることを明らかにした.

第4に, 日本は韓国と中国を牽制するとともに, 国内の政治問題と経済を回復させる狙いがある. すなわち, 中国経済の急速な成長と, 韓国の韓米と韓EUのFTA戦略への焦りと危機感などからTPP交渉への参加を決めているともいえる(図表4). そして, 日本は長期的な内需沈滞の克服, 急激な円高現象への対応, 安定的な海外市場の開拓, 諸分野における国の仕組みの改革などを狙っている. また, 東アジア共同体構想から「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP:Free Trade Area of the Asia-Pacific)」構想への変換がみられる.

以下, 2010年11月9日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」の中でTPP参加と関連する部分を引用する.

[註26] ASEANは1967年8月8日, バンコクにおいて設立された, その設立目的としては, ①域内における経済成長, 社会・文化的発展の促進, ②地域における政治・経済的安定の確保, ③域内諸問題に関する協力などである(外務省の資料).

<図表3> アジア太平洋地域における経済連携の現状



資料：内閣官房(2012), 33頁.

<図表4> 各国のEPA・FTAの進捗状況

・日本が主要貿易相手国(中国、米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
 ・日本のFTA比率が19%であるのに対し、韓国は35%、米国38%、EU32%。

EPA/FTA取組状況: △ 交渉中, ○ 署名済み, ⊙ 発効済み
 ※1 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。
 ※2 EUのFTA比率(78%)は域内貿易を含む。域外貿易のFTA比率31.5%。

FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

EPA/FTAの数(署名済/発効)	FTA比率	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN										
							各国との個別の取組	インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC	
13	19%		△(中継中)				7カ国と発効済	◎	△				◎	◎	◎	◎	△(中継中)
10	35%	△(中継中)		△	◎	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△
9	19%		△				1カ国と発効済		△	◎				◎	◎	△	△
14	38%		◎				1カ国と発効済 3カ国と交渉中 ※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28 ※2	32% (域内含むと78%)		◎			△(中継中)	2カ国と交渉中	△			△	◎	◎	◎	◎	◎	△

資料：内閣官房(2012), 17頁.

「2010年11月9日、世界中の主要貿易国と高いレベルの経済連携を進める旨の「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。この包括的経済連携強化に向けての具体的な取組として、国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のために以下のような具体的な取組を行うとしている。とくに、政治的・経済的に重要で、とくに大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。とくに、アジア太平洋地域における取組として、現在交渉中のEPA交渉(ペルー及び豪州)の妥結や、

現在交渉が中断している日韓EPA交渉の再開に向けた取組を加速化する。同時に、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想(EAFTA)、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を可及的速やかに実現する。さらに、アジア太平洋地域においてまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を回りながら、積極的に推進する。FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。」

3. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の政府間交渉の経過

上述したように、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)はアジア太平洋地域の経済統合を目的として2006年6月、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイなどの4カ国体制でスタートした多者間自由貿易協定(4P)である。この協定の創設初期はほとんど影響力もなく、日本においても2010年10月の菅首相(当時)の所信表明演説以前はほとんど知る人もいなかったであろう。しかし、アメリカ^[註27]がアジア太平洋地域の経済統合のもっとも強力な手段であると認識し、積極的に協定への加入を推進し、韓国、日本、中国などのアジア国家にも参加を誘導したことで注目され始めた^[註28]。

2008年2月、この協定にアメリカが参加の意思を表明し、同年8月にオーストラリア、ベトナム、ペルーが参加意思を表明、2010年10月にマレーシアが参加を宣言した。以降の政府間交渉については<図表5>のとおりである。

^[註27] アメリカのこのような戦略は経済外的側面からみると、政治、外交、安保など広範囲な分野で中国を牽制しようとする意図が作用したとも考えられる。

^[註28] TPP交渉におけるアメリカの意図・戦略については、第1に、アジアにおける経済連携への関与、第2に、アジアへの輸出拡大、第3に、対中国の戦略的側面などをあげることができる(服部、2011、10～12頁)。

<図表5> 現在までのTPPの政府間交渉の概要

	日程	場所	交渉の主な内容など	
第1回	2010年	3月 豪州(メルボルン)	幅広い交渉対象分野で顔合わせ、APEC加盟国の新規参加を認める参加国の拡大について議論	
第2回		6月 米国(サンフランシスコ)	TPP発効後も既存FTAは存続することを確認	
第3回		10月 ブルネイ	マレーシアの参加が正式に承認	
第4回		12月 NZ(オークランド)	ほぼ全分野で条文案の作成開始、「分野横断的事項」を新たな交渉分野として盛り込む	
第5回	2011年	2月 チリ(サンチャゴ)	各国が2011年1月に提示していた関税譲許に基づき、以降、集中的に協議を行う方向性を確認 第6回会合のために3月までに要求事項目録(オファー・リクエスト)を交換することに合意	
第6回		3月 シンガポール	サービス、投資、政府調達などで オファーが提示され、これ以外にも地理的表示、関税、繊維、携帯電話の国際ローミング料金、知的財産権に関して議論、そして中小企業に関わる問題にも進捗があった	
第7回		6月 シンガポール(ホーチミン)	米国は批准待ちFTAの議会審議を控えて、国内の意見集約をスローダウンさせ、論議を呼ぶ分野の提案は控えたとされる。しかし、物品の関税譲許などに関する交渉が進展	
第8回		9月 米国(シカゴ)	貿易円滑化、SPS、TBT、通信、政府調達、分野横断的事項は議論が進んでいるとの発表、知的財産権、投資は、進んではいるもののまだ議論が必要とのこと、市場アクセスは交渉の順番では最後となる見込み	
第9回		10月 ハルー(リマ)	市場アクセス、知的財産権、通信、労働、競争、キャパシティ・ビルディングなどで交渉進行中との報道。米国は、国営企業の競争上の規則についての提案を行う	
APEC		11月 米国(ハワイ)	「大まかな輪郭」(broad outlines)に合意したことを発表、日本、カナダ、メキシコによる交渉参加の意思表示	
第10回		12月 マレーシア	投資、サービス、原産地規則、知的財産の分野において、条文案テキストおよび市場アクセス交渉について、いずれも進捗があったとの報道	
第11回		2012年	3月 オーストラリア(メルボルン)	20以上の作業部会が、TPP交渉参加国との通商関係のすべての側面を網羅するTPP協定の条文案について議論を行った。貿易協定に伝統的に含まれる事項から、規制制度間の整合性、中小企業の国際貿易へのさらなる参加、TPP参加国内の地域的サプライチェーンの深化、開発の促進といった分野横断的事項まで、ほぼすべての商において顕著な進展がみられる
第12回			5月 米国(ダラス)	中小企業による協定利用促進に関する議論が集結、投資、商用関係者の移動、原産地原則、知的財産、サービス貿易、市場アクセス、税関手続き、労働および環境などに関する章が進展
第13回		2012年	7月 米国(サンディエゴ)	交渉が行われている20以上の分野で進展があった。そして、税関、越境サービス、電気通信、政府調達、競争政策および協力とキャパシティ・ビルディングを含む多くの分野で特に重要な進展があった。また、原産地原則、投資、金融サービス、一時的入国などを含むその他分野においても実質的な進展があった。
第14回	9月 米国(リーズバーク)		ロシア、ウラジオストクで表明されたTPP首脳声明による首脳からの指示に従い、交渉担当者は可能な場合には残る問題を解決することおよびさらなる作業が必要な事項に関する関係国間の差異を狭めることに集中、市場アクセス、税関、原産地規則、貿易の技術的障害、衛生植物検疫、越境サービス、電気通信サービス、政府間調達などを含む幅広い分野で進展があった。	
第15回		12月 ニュージーランド(オークランド)	USTRが各国首脳に提出した報告書によるとTPPの年内妥結を正式に断念 開催	

資料：日本貿易振興機構海外調査部(2011)：「TPP協定：第11回～14回交渉会合の概要」、関係部署；調査及び立法考査局(2012)、4頁など。

Ⅲ. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)内容の分析

1. 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の交渉分野と状況

TPP交渉は今も行われており、条文案などの資料も一切公表されておらず、日本はまだ交渉のテーブルに着く前の情報収集段階であるため、政府の交渉参加国からの情報収集の

努力にもかかわらず、正確な全貌の解明も困難で、不明な点がきわめて多い。すなわち、現段階では日本政府もほとんど情報がなく、交渉の中身についてはわからないと言っても過言ではないであろう。しかし、FTA交渉では最近締結したFTA条文を基本に交渉が行われることが多いため、TPPの条文案の基礎となるのはP4協定の条文やTPP交渉参加国が最近締結したFTAの条文などとなる可能性が大きい。

ここでは日本政府がTPP交渉参加国との協議をつうじて、収集した情報である「TPP交渉の24作業部会において議論されている個別分野(外務省, 2011年2月1日)」を中心の述べていくことにする^{【註29】}。TPP協定交渉では24の作業部会が設けられているが、これらの部会は「首席交渉官会議」のように特定の分野を扱わないものや、「物品市場アクセスとして農業」、「物品市場アクセスとして繊維・衣料品」、「物品市場アクセスとして工業」のように、分野としては1つに括りうるものも含まれている。このように会合を整理すると、21分野となる(図表6)。

^{【註29】} ここは、「TPP協定交渉の分野別状況」関係部署, 2012年3月; 日本商工会議所(2012); Choi,S,K et al.(2011), pp.21-24; 石川(2011), 19~37頁などによる。

<図表6> TPP交渉に21分野と日本への影響

交渉分野	主な内容	日本への影響 ^(注1)	
		メリット	デメリット
物品市場アクセス	関税撤廃・引下げ	輸出活性化	国内農産品の関税撤廃の可能性あり
原産地規則	関税撤廃・引下げの対象基準	貿易実務の円滑化	原産地証明制度の変更で新たな体制構築の必要が生じる可能性あり
貿易円滑化	貿易手続きの簡素化	貿易手続きの簡素化で中小企業の貿易促進	特になし
衛生植物検疫	食品安全や検疫基準	特になし	検疫水準低下の可能性あり
貿易の技術的障害	製品の安全規格基準	協議機関設置で問題解決の加速化	遺伝子組換え作物の表示が消える可能性あり
貿易救済	セーフガードの発動条件	日本に有利な特定品目を保護できる可能性あり	発動条件厳格化の可能性あり
政府調達	公共事業の発注ルール	日本企業による海外の公共事業への参入促進	外資による日本の公共事業への参入促進
知的財産	模倣品・海賊版の取締まり	日本企業の知的財産権保護強化	新基準導入による特許制度変更の可能性あり
競争政策	カルテル等の防止	公正取引委員会と他国当局との協力促進	国内制度との整合性が問題となる可能性あり
越境サービス	サービス貿易の自由化	自由化分野拡大の可能性	ルール変更による国内法改正の可能性あり
商用関係者の移動	商用の入国・滞在手続きの簡素化	商用関係者の海外渡航が容易になる可能性あり	特になし
金融サービス	国境を超える金融サービス提供のルール	日本の金融サービスの海外展開促進	簡保や郵貯に影響が生じる可能性あり
電気通信サービス	電気通信事業者の義務	途上国の規制緩和で日本企業の進出促進	判断できず
電子商取引	電子商取引のルール・環境整備	日本企業にとって電子商取引の環境整備	新たな規定による国内制度変更の可能性あり
投資	外国投資家への差別禁止	他国の規制緩和で日本企業の投資環境改善	ISDS条項 ^(注2) により投資家から日本が訴えられる可能性あり
環境	貿易・投資促進のための環境規制緩和の禁止	環境で先進的な日本企業の競争力強化	漁業補助金やサメ漁が問題となる可能性あり
労働	貿易・投資促進のための労働規制緩和の禁止	不当な労働条件で生産された製品との競合防止	特になし
制度的事項	協定運用に関する協議機関の設置	日本企業のビジネス環境改善の可能性あり	特になし
紛争解決	協定解釈の不一致等による紛争の解決手続き	特になし	特になし
協力	協定合意事項の履行体制が不十分な国への支援	途上国での人材育成は日本企業のビジネス環境整備につながる可能性あり	特になし
分野横断的事項	複数分野にまたがる規制による貿易への障害防止	議論が収斂しておらず、今後の議論を見極めて対応を検討する必要あり	

(注1)日本への影響(メリット/デメリット)の部分は、政府による見解をまとめたものである。

(注2)Investor-State Dispute Settlementの略。

資料：調査及び立法考査局(2012)、5頁。

1)物品市場アクセス(農業、繊維・衣料品、工業)

この分野では、TPP協定締結国間の物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法などを定めるとともに、内国民待遇などの物品の貿易を行う上での基本的なルールを定めている。農業分野は市場開放において衰退産業として分類されうるが、関税の長期撤廃、関税譲許の除外、季節関税など関税撤廃の一般的な原則ともいえる「GATT第24条」^[註30]に基づき、関税その他の制限的通称規則を「実質上のすべての貿易(substantially all the trade)」において「妥当な期間内(within a reasonable length of time)」に撤廃(eliminated)し、また

域外国に対して関税その他の貿易障壁を高めてはならないとし、「GATT第24条解釈に関する了解」において、「例外的な場合を除くほか、10年を超えるべきではないとされ、10年を超える期間が必要な場合にはその必要性について十分な理由を説明しなければならない」^{【註31】}という例外が幅広く適用されているが、TPP協定では市場開放の例外はまず適用されないであろう^{【註32】}。とくに、農産物に対する商品譲許分野は関税割当(TRQ)^{【註33】}、農産物緊急救済措置、または農産物セーフガード(ASG)^{【註34】}などの多様な譲許方式が含まれている。このTPP協定でも農産物に対する特別なセーフガード制度^{【註35】}が導入され、従来日本が締結してきたEPAにおいて、常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水産品(コメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品など)を含む940品目について、即時関税撤廃を求められるであろう。

2) 原産地規則^{【註36】}

この分野での交渉内容としては、関税の減免の対象となる「締約国の原産品」(締約国で生産された産品)として認められる基準や証明制度などについて定めている。基本的に締結国内で最終生産プロセスをへた物品に対する原産地を認め、具体的な判定基準^{【註37】}は品目別特性により完全生産品、3工程基準(Yarn-Forward Rule)、付加価値基準、または主要工程基準などを規定するようになる。各国に共通な統一的原産地規則を作成すべく交渉が

^{【註30】} WTO体制のもとで、加盟各国がFTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)を締結する根拠となっている「関税および貿易に関する一般協定(GATT)」の条文である。ガットの第1条では、基本原則である最恵国待遇を定めているが、本条項では「実質上すべての貿易」について「関税などの廃止」を「妥当な期間内」で行なうことなどの一定の条件を満たす場合に、加盟国が例外的に関税同盟や自由貿易協定を設立することを認めている。WTO協定の附属書の中では、本条文の解釈に関する了解が規定されているが、本条文の解釈について更なる明確化を行うため、現在WTOのルール交渉で議論が行われている(「WTO関連用語集」第6版、1997年10月)。

^{【註31】} 上野(2007)、1、4頁。

^{【註32】} 「現在、各国間で交渉が進められているものの、その交渉の進捗は当初見込まれていたよりも遅れており、最終的に即時関税撤廃(協定発効日に関税撤廃)の品目や長期の段階的関税撤廃の品目がどの程度の割合を占めるか、また関税撤廃の例外品目が認められるか否かは定かではない」と説明しているが、例外は原則的に認められず、すべての品目について即時関税撤廃が求められるであろう。

^{【註33】} 関税割当(TRQ: Tariff Rate Quota)とは、一定の数量以内の輸入品に限り、無税または低税率(一次税率)の関税を適用して輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税(二次税率)を適用する仕組みである。ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき関税割当を導入(関税化)した品目については、ミニマム・アクセス、またはカレント・アクセスの輸入部分には、一次税率(枠内税率)が適用され、それを超える輸入に対しては、内外価格差に基づき設定された二次税率(枠外税率)が課されることとなっている(「WTO関連用語集」第6版、1997年10月)。

^{【註34】} セーフガード(safeguard)は、WTO協定で認められている緊急輸入制限措置である。輸入急増による国内産業への重大な損害を防止し、また、国内産業の構造調整を容易にするために、期間を限定して発動される緊急措置で、WTOセーフガード協定などに基づき国際的に認められた措置である。WTO協定前文において、自由貿易体制を阻害するものではなく、その健全な発展のために必要な緊急措置として位置づけられている。

^{【註35】} 「特別セーフガード」は協定で関税化された農産物だけに適用され、定められた基準を超えた輸入の急増や輸入価格の低落時に自動的に発動させることができ、輸出国は対抗措置をとることができない。

^{【註36】} 日本商工会議所(2012)、22頁による。

^{【註37】} 第3国からの輸入部品・材料を一部、または全部用いて生産した産品の原産資格判定方法として、具体的な基準は以下の3つである。すなわち①関税番号変更基準(CTC: Change in Tariff Classification)、②付加価値基準(RVC: Regional Value Content、またはVA: Value Added Criteria)、③加工工程基準(SP: Specific Process rule)などである。

行われ、品目別規則に関し、センシティブ品目以外について交渉が進展している。関税分類変更基準と付加価値基準の選択制の採用を提案している国もあるが、米国は繊維・衣料品に関し、3工程基準を提案していて、交渉は難航している様子である。

原産地の証明制度について、輸出者による「自己証明」制度^[註38]^[註39]、輸入者が作成する「自己証明」制度、公的機関が証明書を発給する「第三者証明」制度が提案され、自己証明制度を中心に議論が進んでいるが、受入れに難色を示す国もあり、国ごとに異なる制度を適用すべきとの意見もあり、交渉は難航している。

3) 貿易円滑化

貿易円滑化分野の交渉で扱われている内容としては、貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化などである。この貿易円滑化は国際貿易の拡大に重要な役割をし、この協定ではP4協定のテキストをベースに、税関手続の簡素化・迅速化、国際標準への調和化、電子証明、窓口の一本化(single windows)^[註40]、規則の透明性向上、サプライチェーンの効率化などを議論し、大きな対立もなく、交渉が進展している模様である。

4) SPS(衛生植物検疫)

この分野では食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置(SPS措置)の実施に関するルールについて定めることである。これは人間と動植物の生命と健康を保護するための衛生および植物衛生措置に関する国際規範^[註41]を意味するものである。

この分野ではWTO・SPS協定^[註42]の権利義務の再確認を基本として、SPS措置を実施する際の手続の迅速化や透明性の向上などが議論されている。規制当局間の委員会を設立し、措置の同等^[註43]、輸出証明、輸入検査SPS措置の決定手続などの個別論点について協議・協力をを行うことが検討されている他、リスク評価における科学的根拠の開示が提案され、議論されている模様である。

^[註38] 導入例にはNAFTA(北米自由貿易協定)、米国・チリのFTA、米国・ヨルダンのFTA、カナダ・チリのFTA、CACM(中米共同市場)、CACM・チリのFTAなどがある。

^[註39] 日本は、2009年7月に原産地証明法を改正し、輸出者の認定に関する手続きや認定基準の設定、認定輸出者に対する各種義務および罰則などの規定を整備した。

^[註40] シングル・ウィンドウとは、関係機関の各システムを相互に接続・連携することにより、各輸入関連手続に共通する情報の重複入力の手間を省き、複数の行政機関への申請を一つの窓口から行うことを可能とする制度である。

^[註41] WHO/FAOの下にある食品規格委員会(Codex)や国際獣疫事務局(OIE)などの国際機関が衛生植物検疫措置に関する国際的な基準を作成している。WTO・SPS協定では、この国際的な基準に基づき、自国の衛生植物検疫措置を定めるとしつつ、科学的に正当な理由がある場合には、国際的な基準よりも高いレベルの水準をもたらす措置を講ずることができるとしている。

^[註42] WTO協定に含まれる協定(附属書)の1つであり、「Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生と植物防疫のための措置)」の頭文字をとって、一般的にSPS協定と呼ばれている。正式には「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」と訳されているので、SPS協定は「検疫」(Quarantine)だけを対象としてしまうと誤解されがちであるが、検疫だけではなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全、動植物の健康に関するすべての措置(SPS措置)を対象としている(農林水産省の資料による)。

^[註43] 措置の同等とは、輸出国の措置が、輸入国の措置とは異なるが、同レベルの保護水準を達成することが証明された場合には、これを同等の措置として輸入国が認める概念である。

5) TBT(貿易の技術的障害；強制企画，任意規格および適合性評価手続き)

TBT(Technical Barriers to Trade)分野の交渉で扱われている内容としては，安全や環境保全などの目的から製品の特質やその生産工程などについて「規格」が定められることがあるところ，これが貿易の不必要な障害とならないように，「強制規格」(法令で義務付けられるもの)および「任意規格」(法令で義務付けられないもの)並びに，これらの規格を満たしているかを評価する適合性評価手続に関するルールを定める。

WTO・TBT協定^[註44]の権利義務の再確認を基本として，規格を策定する過程で，相手国の利害関係者の参加を認めることや，一般からの重要なコメントへの回答を開示することなどの提案も出されている模様である。

6) 貿易救済(セーフガード措置など)

この交渉の内容は，セーフガード措置とアンチダンピング措置である。前者は前述したように，ある製品の輸入が急増し，国内産業に被害が生じたり，そのおそれがある場合，国内産業保護のために当該製品に対して，一時的にとることのできる緊急措置である。そしてアンチダンピング(Anti-dumping)措置^[註45]とは，ある商品が，その商品の国内販売より安い価格で輸入され，競合する産業が損害を被っていることが正式な調査で明らかになった場合に，自国の産業を救済するためにとることのできる措置のことである。

WTOの一般セーフガードを基礎とすべきとする国と，TPP協定締約国間でのみ認められるセーフガードを認めるべきとする国があり，議論は収斂していない。また，一部品目について，品目別セーフガードが議論されている。アンチダンピングについて，手続の透明性と調査に関し，WTO協定以上の規定を設ける提案を行っている国があるが，反対する国もあり，議論は進展していない模様である。

7) 政府調達

この分野では中央政府や地方政府などによる物品・サービスの調達^[註46]に関して，内国民待遇の原則や入札の手続などのルールについて定めている。政府調達はその特性上，政府という独占的地位が認められ，また国民の税金がその財源であることから市場開放の例外として認められてきた。しかし，政府調達が各国GDPに占める比重が高く，国際的に政

^[註44] WTO(世界貿易機関)協定の一部を構成する「TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)」は，途上国を含むすべてのWTO加盟国に関し，以下の義務を課している。①貿易相手国によって差別的に国内規格を適用してはならない。②国内規格は，国家安全保障上の必要性など正当な理由がない限り，国際貿易上の不必要な障害をもたらす目的で作られてはならない。③国内規格は，気候上の理由など正当な理由がない限り，国際規格を基礎として作成しなければならない。このように，TBT協定は，各国の規制などで用いられる強制規格や任意規格を国際規格に整合化していくことで，規格による不必要な国際貿易上の障害を排除し，公正で円滑な国際貿易の実現を目的としている(経済産業省の資料による)。

^[註45] アンチダンピング制度は，WTO協定(GATT・AD協定)において認められているもので，日本では，関税定率法(第8条)などにより調査手続きなどが定められている。主な内容としては，①措置内容：輸入関税の賦課，②措置期間：最長で5年以内，ただし，期限内に正当な見直しがあった場合は，延長，③対象：当該貨物の供給者または供給国を特定し適用，④発動要件：ダンピング輸入の事実，国内産業の損害の事実，両者の因果関係，そして国内産業を保護するために必要であることである(経済産業省の資料による)。

^[註46] 政府調達とは，政府機関が自らに必要な需要を充足するために，または政府固有の業務を遂行する過程で必要な財とサービスを民間部門から購買する行為を指す。

府調達の重要性が一層認識され、政府調達市場も開放の対象である認識が拡散され、今は自由貿易交渉の重要な議題として登場するようになった。

WTO政府調達協定(GPA: Agreement on Government Procurement)^[註47]並みの規定とするか、あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心交渉が行われている。対象機関については、現時点では中央政府が議論されており、それ以外の機関(地方政府など)については今後取り上げられる予定である。対象となる調達の基準額については、GPAと同様に、物品、サービス、建設サービスに分けて議論されている模様である。

8) 知的財産

この分野の交渉の内容としては、知的財産^[註48]の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締りなどについて定めることである。

交渉の現状としては、WTO・TRIPS協定^[註49]の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論が行われているが、米、豪、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、個別項目についての意見は収斂していない模様である。とくに、アメリカは韓米FTA^[註50]のようなTRIPS協定の保護水準を上回る規定を主張している反面、ニュージーランドはWTOのTRIPS協定の規定に準拠することを主張している^[註51]。

9) 競争政策

ここでは、貿易・投資の自由化で得られる利益がカルテルなどにより害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府(競争当局)間の協力などについて定めている。競争政策について、貿易・投資の自由化によって実現される利益がカルテルなどの反競争的

^[註47] WTO・GPAは、外国人と自国民に対し、同等(無差別)の待遇を与える「内国民待遇」を原則としている。また、調達する物品・サービスの仕様や入札の参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則などについても規定している。TPP協定交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ(日本は締結済み)である。なお、現在、WTOにおいてGPAの改正交渉が行われているが、暫定的に合意されている現行GPAからの改正点としては、調達手続における電子手段の使用の推奨、途上国に与えられる待遇の明確化などが挙げられる。

^[註48] 知的財産に関する国際ルールとしては、WIPO所管のパリ条約およびベルヌ条約、そしてWTO協定附属書の1つであるTRIPS協定などがある。

^[註49] 1995年、WTOの創設に合わせて新たな貿易関連ルールの一環として発効したTRIPS協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPOとともに、国際的な知的財産権制度のルールメイキングの両輪となっている。TRIPS協定の意義としては、①先進国、途上国を問わず各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準を明確化、②パリ条約やベルヌ条約などの既存の国際条約を越える知的財産権保護水準の義務づけ、③最恵国待遇義務による二国間交渉の成果の加盟国への均霑により、保護水準が国際的に向上、④権利行使に関する規定を有しており、実質的な権利保護が可能、⑤知的財産権分野における紛争についても、統一的な紛争処理を適用することが可能であることである(特許庁の資料による)。

^[註50] 韓米FTAは、①著作権の保護期間はTRIPS協定およびベルヌ条約の50年を上回る70年、②著作権保護を詳細に規定、③音声なども商標の対象、④不合理な遅延による縮小する特許存続期間の延長、⑤知的財産権侵害対策の実施強化など知的財産権の保護を強く打ち出した内容である(石川、2011、26頁)。

^[註51] 石川(2011)、26頁。

行為によって阻害されることを防ぐためには、競争法が適切に執行されることが重要で、競争国間の効果的な協力が必要であることからEPA/FTAにおいて、この章をもうける例が増えている。

交渉の現状としては、競争法の原則と執行^[註52]と、それに係る競争当局間の協力、公的企業および指定独占企業に対する規律のあり方を中心に議論され、統合条文案の作成が行われている模様である。この条文案には、競争法および競争当局を設置・維持すること、競争法を執行する手続の公正な実施、透明性の確保、消費者保護、私人が訴訟を行う権利、競争当局間の技術協力などに関する約束が含まれているようである。

10) サービス(越境サービス、商用関係者の移動、金融サービス、電気通信サービス)

サービス貿易に関する国際的なルールとしては、WTO・GATS^[註53]があり、加盟国間のサービス貿易の障害にならないような措置を対象にしたルールを規定している。

この分野の交渉で取り扱われる内容としては、まず第1に、越境サービスで、国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制などの貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善するとしている。第2に、商用関係者^[註54]の移動である。ここでは貿易・投資などのビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続などに関するルールを定める。第3に、金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める金融サービスである。今のところ、公的医療保険制度については議論されていない模様である。第4に、電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務などに関するルールを定めている。

11) 電子商取引

この分野での交渉は、電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則などについて定めることになっている。

交渉の現状としては、TPP協定交渉参加国の二国間FTAを参考としつつ、デジタル製品に対する関税不賦課、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化、コンピュータ施設やサーバーの設置場所についての制限禁止、スパム対策、プライバシー保護、国境を越える自由な情報流通の確保などが議論されているようである。

^[註52] P4での競争法と施行については、①締約国は反競争的ビジネス行為を禁止する競争法を採用、あるいは維持すること、②反競争的な取決めと競争者により申し合わされた慣行および独占的な地位の乱用に注意を払うこと、③競争ビジネス活動を禁止する措置の施行に責任を持つ競争政策執行当局の創設・維持を行うことなどが規定されている。そして、P4加盟国で競争法と競争政策当局がないのはブルネイのみである(石川、2011、28頁)。

^[註53] GATS(General Agreement on Trade in Services)とは、「世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定」の一部で、サービス貿易の障害となる政府規制を対象とした初めての多国間国際協定である。前文、本文、8個の「附属書」および各国の「約束表」からなり、GATSの対象となる範囲としては、政府の権限の行使として提供されるサービス(例：国营独占の場合の電力、水道事業など)以外のすべての分野におけるサービスと、URにおいて、GATT事務局がサービス分野の分類表(W/120)を作成し、その中でサービス分野は12分野(実務、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康・社会事業、観光、娯楽、運送、その他)に分類されている(外務省ウェブサイト資料による)。

^[註54] 商用関係者について、P4では物品とサービス貿易に従事する締約国国民であると定義づけている。

12)投資

ここでは内外投資家の無差別原則(内国民待遇,最恵国待遇),外国投資活動(会社の設立・取得,経営・運営,売却・処分など)に関する規制の撤廃・緩和および透明性の向上,投資家^[註55]および投資財産^[註56]の保護に関する規則,投資に関する紛争解決手続などについて定めている。

投資家対国家の紛争処理手続(ISDS)^[註57]については,濫用を防ぎ,投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されている。なお,オーストラリアはISDS手続の導入そのものに反対している。

13)環境

この分野での交渉内容としては,貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないことなどの規律を定めている。環境に関する国際ルールとしては,貿易・投資の促進のための環境規制緩和の禁止,高い環境保護水準の設定とその向上,国際環境条約における義務の移行確保,環境問題に関する締約国間の枠組設置,国民参加の機会提供,そして環境分野における協力^[註58]などである。

交渉の現状としては,貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと,環境規制を貿易障壁として利用しないこと,多国間協定の義務を遵守することなどが主たる論点となっているが,未だ各論点の詳細な議論には立ち入っていない段階である。また,既存のFTAの規定に加えて,海洋資源保全,漁業補助金,違法伐採及びサメの保護などに関する提案もある模様である。

14)労働

この交渉分野としては,貿易や投資の促進のために労働基準(労働法)を緩和し,競争優位を確保すべきでないことなどについて定めている。

この交渉の現状としては,貿易・投資促進を目的とした労働基準の緩和の禁止,国際的に認められた労働者の権利保護,各国間の協力^[註59]を確保するためのメカニズムなどについて議論が行われている。アメリカが2011年10月の第9回交渉で条文案を提出したが,実

^[註55] 投資家とは,①当該締約国の関係法令により,その国籍を有する自然人,②当該締約国の企業。ただし,第三国の企業の支店であって,当該締約国の区域内に所在するものは,当該締約国の投資家とはみなさない(日本商工会議所,2012,39頁)。

^[註56] 投資財産とは,①企業,②株式,出資その他の携帯の企業の持ち分,③債券,社債,貸付金その他の債務証券,④契約に基づく権利,⑤金銭債権および金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権,⑥知的財産権(著作権および関連する権利,特許権,商標権,意匠など),⑦法令または契約により与えられる権利,そして⑧他のすべての資産および賃借権,抵当権,先取特権,質権その他関連する財産権などである(日本商工会議所,2012,39頁)。

^[註57] 「国家と投資家の間の紛争解決(ISDS)手続の概要」外務省・経済産業省,2012年3月。

^[註58] P4での環境協力に関する協定では,基本的な約束として,①高いレベルの環境保護と多国間の環境約束,実行計画の実施,②国際的な環境約束に調和した環境法・規制・政策・慣行の保持,③主権の尊重,④保護貿易の目的で環境法・規制・政策・慣行を定め,利用することは不適切であることを認識,⑤貿易投資を奨励するために環境法・規制を施行・運用しないことは不適切であることを認識などが規定されている。ほかに,協力,制度的取り決め,協議,情報開示などの規定がある(石川,2011,29頁)。

^[註59] P4の締約国が確認する「ILOの労働の基本原則と権利宣言」では,基本的な権利として,①団結の自由と団体交渉,②強制労働の廃止,③児童労働の廃止,④雇用と職業に関する差別の撤廃,などが掲げられている(石川,2011,29頁)。

質的な議論は行われていないようである。そして、単純労働者の入国自由化は議論の対象ではない。

15) 制度的事項

この分野の交渉では協定の運用などについて当事国間で協議などを行う「合同委員会」の設置やその権限、コンタクト・ポイントの任命などについて定める。

この分野の交渉の現状としては、協定の運用に関する協議などに必要な合同委員会の設置やコンタクト・ポイント(連絡窓口)などに関する事項が議論されている模様である。

16) 紛争解決

ここでは協定の解釈の不一致などによる締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。

この交渉の現状としては、協定の解釈または適用の不一致などに起因する、締約国間の紛争を協議や仲裁裁判などによって解決する際の手続を議論している。また、仲裁裁判の設置、仲裁人の事前登録制度や仲裁人をTPP締約国の国籍保持者に限定する国籍要件など、仲裁裁判に関する提案について議論しているが、合意は得られていない。

17) 協力

この交渉で扱われている内容としては、協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うことなどについて定める。

交渉の現状としては、協定発効後の締約国間の協力メカニズムについて議論が行われているが、議論は進んでいない。最終的に、協力分野が独立の章として協定に盛り込まれるか否かも明確でない。また、協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に専門家を派遣するなどの人材育成(能力構築)支援を既に行っている、との情報もある。

18) 分野横断的事項

ここでは、複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

交渉の現状としては「規制制度間の整合性^[註60]」、「中小企業によるFTA活用促進^[註61]」について議論が進んでいる。そして、具体的内容は不明であるが、次についても議論されている模様である。すなわち、競争力の向上^[註62]、協定の随時更新^[註63]、開発^[註64]などのテーマについてさまざまなアイデアが出されて議論が行われている。また、独立した章とはせ

^[註60] 規制そのものの統一ではなく、新たな規制導入前に当事国当局間の対話や協力を確保することを目指す。

^[註61] FTAのメリットを十分に享受できていない中小企業に対して、関連情報の提供を改善するなどにより、利便性の向上を図る。

^[註62] 貿易・投資のコスト低減をつうじて、FTAの下で、モノやサービスを輸出する企業の競争力を高めるためには何をすべきか、分野横断的視点から検討する。

^[註63] TPP協定の規定に関連する限りにおいて、WTOのパネル、上級委員会の判断が出されてWTO協定の解釈に変更があった場合に、これをいかしてTPP協定に反映させる。

^[註64] 個々の途上国のニーズに適合し、生活レベルの向上に資する規定でなければならないとの考えが基本である。

ず、他の章の中に溶け込ませることが想定されている規定もある模様である。

2. 日本における環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に対する試算と評価

1)内閣府の試算

EPAのマクロ経済効果分析は、内閣官房を中心に関係省庁と調整したシナリオに基づき川崎研一氏が行った試算である^[註65]。この試算では、GATTウルグアイラウンド交渉や、各国間の貿易政策のインパクトを数量的に把握するため、GTAP(Global Trade Analysis Project)により構築された応用一般均衡であるGTAPモデル^[註66]を用いた。一般的にGTAPモデル^[註67]は関税引き下げのような貿易政策やその他政府政策の変化による自国の経済効果と他国への経済的波及効果を推計するのに用いられる。このモデルのデータベースは、最大57産業、113カ国・地域についての産業連関表、国別産業別の貿易データ、内国税・関税などの障壁データから構成されている。

まず第1に、個別EPAの経済効果^[註68]として、双方が100%自由化した場合、日本の実質GDP増加の大きさはFTAPP>日中EPA>TPP>日EUPEAの順であるとし、双方がセンシティブ分野を自由化しない場合、日本のセンシティブ分野の国内生産のマイナスが小さくなるが、他の分野の国内生産のプラスも小さくなるため、総合的に日本の実質GDPの増加も小さくなることになる。

第2に、FTAAP、TPPなどに参加した場合の経済効果である^[註69](図表7)。「FTAAPおよび日EUPEA」、「TPP、日中EPAおよび日EUPEA」において、すべての参加国が100%関税などを撤廃して締結した場合、日本のセンシティブ分野の国内生産にマイナスの影響が発生する一方、他の分野の国内生産でそれを上回るプラスの影響があつて、総合すると、実質GDPは1.23~1.62%、金額ベースで約6.1~8.0兆円増加すると試算している。そして、日本が中国・EUとセンシティブ分野を除外してEPAを締結した場合、同分野へのマイナスの影響は少なくなるが、実質GDPは0.50%~0.75%、金額では約2.5~2.8兆円の増加にとどまる。

[註65] 「EPAに関する各種試算」内閣官房、2010年10月27日。

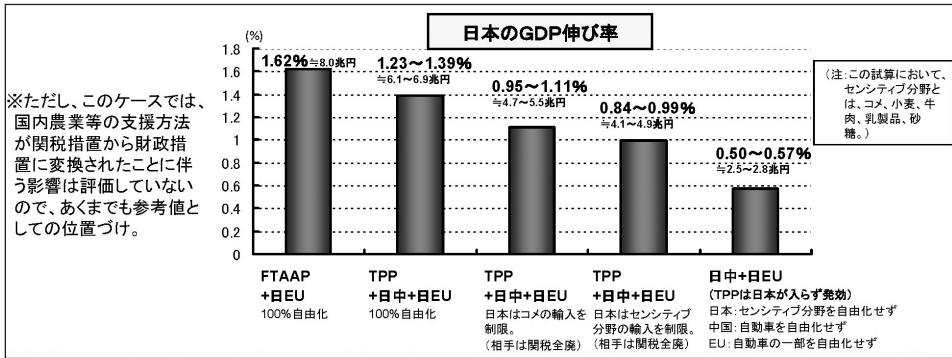
[註66] このモデルの詳細については、GTAPモデルを理解するための必読書であるHertel(1999)、経済産業省の「GTAPの計算方法について」、鈴木宣弘「TPPの影響に関する各種試算の再検討(全国農協中央会委託調査研究)」8~10頁、米パーデュー大学のウェブサイト資料などを参照されたい。

[註67] GTAPモデルには静態モデル、資本蓄積モデル、そして技術向上モデルがある。標準モデルである静態モデルの特徴は規模に対する収穫不変と完全競争を仮定している。また、生産要素の地域間移動が不可能で、要素賦存量(factor endowment)は固定されていると仮定する。したがって、FTAのような経済的ショックは、市場清算条件により財および生産要素の価格が伸縮的に変動し、FTA施行以前の均衡から試行以降の均衡に変化するもので、GTAPモデルは2つの均衡状態を比較することでFTAの経済波及効果を分析することに用いられる。しかし、静態モデルには、資源配分の効率性が向上され、生産性が増加すれば所得も増加し、所得の増加による貯蓄の増加と投資および資本ストックが増加する動的効果を反映していない。これを考慮したモデルがGTAP資本蓄積モデルである。資本蓄積モデルは効率性の向上による均衡状態の変化とともに、資本増加にしたがい、異なる均衡状態に移動することを考慮したモデルである。すなわち、このモデルはFTA施行以前の均衡状態と施行以降の均衡状態を比較することで、経済波及効果を分析するのに用いられる。そして、GTAP技術向上モデルは、FTAが規模の経済、輸出企業の生産性の向上、外国人の直接投資増加などをつうじて総要素生産性の向上の誘導を考慮したモデルである。このモデルの基本構造は資本蓄積モデルと同一であるが、資本増加による新しい均衡状態の推定において外生的に推定した産業別の技術向上の程度を反映することに相違がある(Cho & Song, 2009, p.36.)。

[註68] 【註65】の文献、3頁。

[註69] 【註65】の文献、4頁。

<図表7> FTAAP・TPP等に参加した場合の経済効果の試算



資料: 内閣官房(2010), 4頁。

なお、関税をすべて撤廃するが、国内支援措置などにより、日本が米、またはセンシティブ分野の国内生産を維持した場合の試算をGTAPモデルで試算することは困難であるが、参考値として、相手方は関税を全廃するが、日本のみこれらの分野を自由化しない場合についてみると、実質GDPは、米のみ自由化しない場合0.95~1.11%、金額では約4.7~5.5兆円、センシティブ分野全体を自由化しない場合0.84~0.99%、金額では約4.1~4.9兆円の増加と試算している【註70】。

第3に、韓国に先を越された場合の損失である【註71】。日本がTPPに参加せず、日EUEPA、日中EPAも締結されない中で、韓国が米国(2012年3月15日発効)、EU(2011年7月1日発効)、中国とそれぞれFTAを締結した場合、日本の実質GDPは0.13~0.14%【註72】、金額では約0.6~0.7兆円のマイナスであると試算している。

2) 経済産業省の試算

経済産業省試算の手順【註73】としては、まず第1に、日本製品の競争力評価である。すなわち、日本車、電気電子、機械産業の3業種(3市場向け輸出の5割相当)について、日本製品の韓国製品に対する競争力を優位、同等、劣位の3分類として評価する。第2に、輸出額の把握である。2007年時点の統計データを用いて、競争力(優・同・劣)と関税率(高・中・低の3分類)毎に日本から米国・EU・中国への輸出額を特定する。第3に、2020年輸出の推計である。これは各国の過去のGDP成長率を元に、2020年時点の輸出額の大きさを推計する。第4に、韓国のFTA先行による日本の輸出減少額を算出する。これは競争力と関税格差の影響を勘案し、2020年時点での輸出減少額を算出する。最後に、他分野への経済波及効果や雇用減少効果を算出する。これは産業連関表(Inter Industry Table)を用いて、第4で算出された主要5分野の生産減少の影響が、他分野の生産や雇用の減少にどのような影

【註70】 このケースでは、国内農業などの支援方法が、関税措置から財政措置に転換されたことに伴う影響は評価していないので、参考値として位置づけるべきである。

【註71】 【註65】の資料、5頁。

【註72】 試算結果のうち、マイナス0.13%はTPPが8カ国で発効した場合、マイナス0.14%はTPPが韓国、カナダ、マレーシアを加えた11カ国で発効した場合の試算である。

【註73】 「経済産業省試算(補足資料)」経済産業省、2010年10月27日、2頁。

響を与えるのかを算出する。

<図表8> TPP不参加による基幹産業の損失関する試算(経済産業省)

	輸出額				雇用者 (3地域合計)
	米	EU	中 (3地域合計)	(3地域合計)	
輸出総額(2020年)	12.2	8.6	17.8	38.6 兆円	109.7 万人
輸出減少額(試算)	▲1.5	▲2.0	▲5.1	▲8.6 兆円	▲23.9 万人
経済波及効果(産業連関分析)	▲3.7	▲5.0	▲11.9	▲20.7 兆円	
(GDP換算)	▲1.9	▲2.6	▲6.1	▲10.5 兆円 (▲1.53%)	
雇用者	▲13.7	▲18.4	▲49.1	▲81.2 万人	

資料：内閣官房(2010), 7頁。

上記の手順による試算の結果(図表8)は、実質GDP1.53%減で、金額ベースでは輸出減8.6兆円、生産減20.7兆円で、GDP換算10.5兆円減^[註74]である。雇用減は81.2万人(うち米国市場関連1.88兆円減)であると試算している。そして、サービス、貿易円滑化、規制調和などで、損害はさらに拡大するとしている。

3) 農林水産省の試算

農林水産省資産の方法(手順)^[註75]は次のとおりである。まず第1に、試算対象品目の選定である。すなわち、基準は関税率が10%以上、かつ生産額が10億円以上である33品目(農畜産物19品目、林産物1品目、水産物13品目)を対象として試算を行った。主な品目としては、米、小麦、甘味資源作物、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、合板、サケ・マス類などである。第2に、国産品の分類である。国産品を内外価格差、品質格差の観点から、輸入品と競合する国産品と、輸入品と競合しない国産品にわける。第3に、試算の方法としては、輸入品と競合する国産品は、輸入品に置き換える(生産減少額=国産品価格×国産品生産量)。そして、輸入品と競合しない国産品は、安価な輸入品の流通に伴って価格が低下する(生産減少額=価格低下分×国産品生産量)。

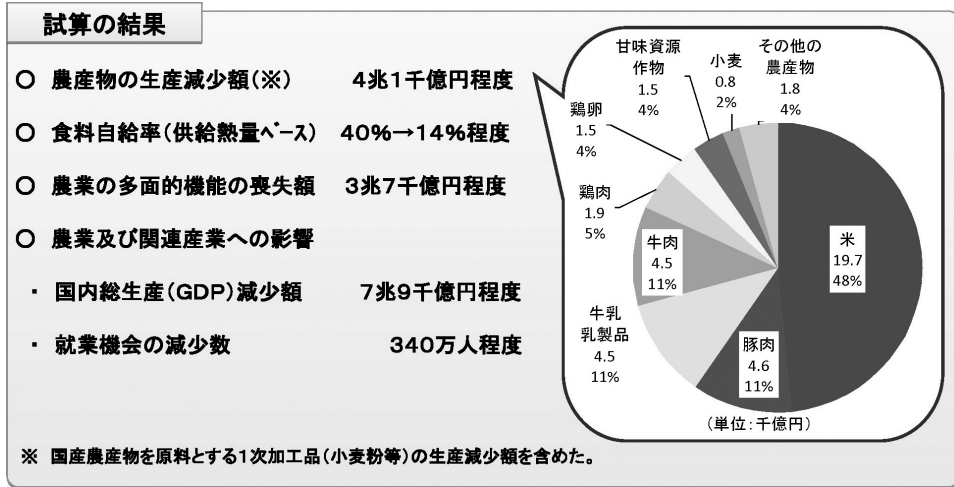
試算の結果(図表9)によると、TPPに参加(国境措置の撤廃)し、全世界に対し直ちに関税を撤廃し、何ら追加対策も講じなければ、農林水産物の生産減少額^[註76]は4兆5千億円程度、食料自給率(供給熱量ベース)は今の40%程度から13%程度に減少する。そして農業・農村地域のもつ多面的機能の喪失額は3兆7千億円程度で、農林水産業および関連産業への影響による国内総生産(GDP)の減少額は8兆4千億円程度になる。また、農林水産業および関連産業への就業機会の減少数は350万人程度まで上がると試算している。

[註74] 生産減少額は精算の際に使用した中間投入が含まれるため、これを除き、付加価値ベースとして10.5兆円となる。

[註75] 「農林水産省試算(補足資料)」農林水産省、2010年10月27日、1～2頁。

[註76] 国産農水産物を原料とする1次加工品(小麦粉など)の生産減少額を含む。

<図表9> 国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算(農林水産省)



資料: 内閣官房(2010), 6頁.

4) TPP参加への賛成派と反対派の主張

2010年10月1日, 菅直人首相(当時)は所信表明演説にて「平成の開国」, 「第3の開国」, 「平成の黒船」という観点から環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加を検討すると突如表明し, 政策的な論点として急浮上してから, 交渉参加を巡り賛成と反対に二分され, 激しく対立してきた(図表10).

<図表10> TPP参加を巡る賛成派と反対派の主張

論点	賛成派の主張	反対派の主張
貿易全般	<p>①TPP参加によりTPP加盟国の関税率を削減でき、日本企業の輸出競争力を強化できる。</p> <p>②日本はFTA政策の面で韓国に遅れを取っており、日本企業は韓国企業と比較して関税面で不利な立場に置かれているが、TPPに参加することで遅れを挽回することができる。</p>	<p>①農業が大きな打撃を受ける。</p> <p><賛成派の主張①に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> • TPPは実質的には日米FTAに近いが、米国の工業製品の関税率は既に十分低い。 また、関税率が低い場合、貿易にとって重要なのは関税率よりも為替レートである。 <p><賛成派の主張②に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> • 韓国企業の輸出競争力は、FTAではなくウォン安に起因するものである。
安価な製品の輸入	<p>①安価な製品を輸入することは消費者にとっては利益となる。</p> <p><反対派の主張①に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> • 安価な製品の購入により浮いた所得を他の製品の消費に回せば、需要増加によりその製品の価格が上昇するので、物価全体は必ずしも下落しない。 • 日本より貿易依存度の高い国がデフレではないのだから、貿易自由化はデフレの主因ではない。 	<p>①安価な製品の輸入により、デフレが促進される。</p>
アジア太平洋地域におけるルールメイキング	<p>①TPPがFTAAPへ発展していくと、TPPの貿易・投資ルールがアジア太平洋地域のスタンダードとなる可能性があるため、TPPに参加してルール作成に関与すべき。</p>	<p><賛成派の主張①に対する反論></p> <ul style="list-style-type: none"> • TPP交渉には農業国など日本と貿易上の利害が対立する国も参加しており、ルール作成において日本の主張を通すのは難しい。 • 既にTPP交渉は相当程度進展しており、ルール作成に関与できる余地はない。
WTOとの関係	<p>①WTO交渉は暗礁に乗り上げているため、FTAで自由化を促進すべき。</p>	<p>①TPPは一種のブロック経済であり、貿易自由化はWTOの場で進めるべき。</p>

資料：調査及び立法考査局(2012)、8頁。

まず、TPP=「平成の開国」という賛成の大合唱を紹介しよう。菅直人首相(当時)は日本は改めて開国の精神が求められているとし、「第3の開国」を実現するという大きな目標を掲げた。また、「TPPをはじめとする貿易の自由化については、農業改革などさまざまな課題があるが、こうした課題を乗り越えて突き進まなければ日本の再生はない」^[註77]と発言している。前原誠司前外相も「日本のGDPにおいて1.5%の第1次産業を守るために98.5%の大部分のものが犠牲になっているのではないか」^[註78]と発言している。そして、「TPPに参加しないと日本は世界の孤児になる」と米倉弘昌日本経団連会長の発言^[註79]、TPP交渉に「参加しないと、日本は世界の孤児になる。早期に参加を表明して自らルール作りに入る事が大事だ」^[註80]と岡村正日本商工会議所会頭、マスメディアも「開国か鎖国か」、「平成の開

[註77] 2011年経済三団体新年祝賀パーティーでのあいさつ。

[註78] 2010年10月19日、第7回日経・CSIS共催シンポジウム「安保改定50周年、どうなる日米関係」での特別講演。

[註79] 2010年10月26日、富山市にて。

[註80] 2010年11月1日。

国、最後の好機」^[註81]、「環太平洋の新秩序づくりからの脱落」などなど政界・財界・労働界、マスコミをあげて賛成の大合唱をしている。

推進派の主張^[註82]としては、経済成長の源泉は技術進歩と、これを促進するグローバル化・開放が相まって、国内の生産性が向上し産業の空洞化もなくなり、雇用も確保される。また、海外への直接投資は一時的に雇用が減少するものの、数年後には企業が成長して活動が活発化し、雇用が増大し、生活も豊かになる。だから非競争的部門(農業など)から競争的部門(輸出産業など)へ資源を移すことにより経済成長を促進させることである。今必要なのは、内需拡大よりも市場拡大が期待される環太平洋自由貿易圏の足がかりとなり、かつ協定の体裁を整えたTPPに参加し、こうしたことを推進することであるとしている。

慎重・反対派の主張^[註83]としては、TPPへの参加は、輸出増大を目指す競争が激化することにより製品価格・賃金が下がり、輸出が増大して円高になり、他方、関税の引下げとあいまって海外製品の輸入が増加し、輸出企業のない地域や農業が打撃を受けるだけでなく、デフレがさらに進行する。日本のGDPに占める輸出割合が2割にも達しないもて、今必要なのは内需拡大による需要不足を埋めることである。労働分配率、生活上型の公共投資(環境・医療^[註84]・健康関係)を増やし、一時的には関税引上げなども必要であるとしている。

反対派の主張をまとめると、「TPPへの参加は日本社会を根底から破壊する」、「地域と命と暮らしを破壊する」、「国内農業への打撃」、「食料自給率・多面的機能の低下」、「地域社会の崩壊」などが挙げられる。

ここでは、TPP参加への反対論者である京都大学の中野剛志氏の主張^[註85]を紹介する。氏は、このTPPの交渉に参加することは、一般に思われているよりもずっと危険なことであると前提し、その理由として、第1に、TPPへの参加は、東日本大震災からの復興の妨げになる。TPPに参加して農業経営が厳しくなるかもしれないと思ったら、被災した農家の方々は復興に向けての気力を失う。第2に、TPPは、日本にとって何のメリットもないと断言している。TPP交渉に参加している9カ国に日本を加えた10カ国の経済規模の比率は、アメリカが約70%、日本が約20%、オーストラリアが約4%、残り7カ国をあわせて約4%になるので、日本企業が輸出できるアジア市場などない。第3に、日本はTPPに参加しないと世界の潮流から取り残されるとか、鎖国になるとかいった懸念が聞かれるが、それも間違いである。アメリカ、韓国、EU、日本の平均関税率を見ても、すべての品目の平均関税率では、日本の平均関税率は韓国よりもアメリカよりも低く、農産品の平均関税率についても、韓国よりずっと低く、EUよりも低い。しかも、日本は、食料の自給率が低いので、農業(農産物)市場は十分に開放されている。第4に、TPPの問題点は、農業だけではなく、銀行、保険、雇用、食の安全、環境規制^[註86]、医療サービスなど、国民生活のありとあらゆるものを変えてしまいかねない。とくに、アメリカは、日本の保険制度を

^[註81] 日本経済新聞2010年12月8日。

^[註82] 矢口克也(2011)、2頁より引用。

^[註83] 矢口克也(2011)、2頁より引用。

^[註84] 医療分野では「混合診療や株式会社による病院経営の解禁で、日本の公的医療保険制度が崩壊する」、「外国の医師などの専門家が日本国内に大量流入する」と懸念している。

^[註85] 視点・論点「TPP参加の是非」2011年10月21日(金)。

^[註86] 環境規制については、アメリカの環境保護団体などの共通スタンスはアメリカ国内法である環境保護法の水準までに相手国側の対応を引き上げようとしている。

アメリカの保険会社に有利なように変えることを求めてきている。最後に、政府の一部に、「まずは、TPPの交渉に参加してみて、どうしても譲れない部分があるなら、交渉から離脱すればよい」と言って、TPPの交渉参加を促す声がある。しかし、TPPへの交渉参加とは、参加を前提とした議論なので、いったん多国間交渉に参加して、そこから離脱したという国の例は、ほとんどないとしている。

IV. 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 交渉の今後の展望

TPPは2011年11月の米ハワイで開催されるAPEC首脳会議で最終妥結を目標としたものの、最終妥結に至らず、2012年9月、米通商代表部(USTR)は各国首脳に提出した報告書を発表し、年内の交渉妥結の目標を正式に断念した。

ここでは、これまでの交渉の概要と交渉分野の内容分析をふまえて、今後の交渉の展望について簡略に述べることにする^[註87]。TPP協定の21分野の交渉内容の進捗状況については〈Ⅲの1〉を参照されたい。まず第1に、交渉の長期化の可能性が極めて高い。すなわち、TPPへの参加国が急激に拡大される様相と、各国の利害関係および経済構造が相違することで、早い時期の妥結可能性は低い。とくに、アメリカを始め、主要参加国は農産物の輸出国で、TPPは極めて高いレベルのFTAを指向するので、交渉妥結は容易ではない。また、もし妥結されても参加国内部の複雑な事情から協定レベルはあまり高くない展望である。

第2に、もし、交渉が妥結されても、経済的效果はあまり大きくないと思われる。すでに4P締約国はアメリカとのFTAを締結しているので、TPPによる追加的市場開放の効果はあまり大きくないと予想される。すなわち、TPPによる短期的な貿易創出および転換効果は相対的に大きくないと展望される。

V. おわりに

以上、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) の推進の背景と交渉の経過、交渉の内容、そして今後の展望などについて述べてきた。ここではむすびとして、アメリカのTPP推進の狙いについて簡略に述べることにする。

アメリカのTPPによる世界戦略は、政治・安保的な側面と経済的側面からアプローチすることができる。この協定はアメリカに、一方的に有利な枠組みとなり、ほとんど秘密裏に交渉が進み、日本にとっては情報も極めて乏しい。このような状況の中でTPP交渉への参加は、国の政策や規則まできわめて幅広く要求されるTPPの特徴からみて、日本の主権、関税自主権が脅かされる恐れもある。

早急にTPP交渉への参加よりはアジア諸国との経済連携の具体化、すなわち日韓FTAや日中FTA、または日中韓FTAのために努力し、自分で守るべきものは守らなければならない。また、日本社会システム全般の徹底的な見直しを行うべきである。そして、自由化というのはより柔軟な形で、適切な関税の引き下げ水準と国内産業の保護とのバランスよい組み合わせを探りながら行うべきである。TPPのような極端的な関税ゼロというのは

^[註87] 崔(2010), 13~14頁。

到底受けられるものではない。賢明な決断を期待しやまない。

(2012年10月末日)

【参考・引用文献】

- [1]中野剛志『TPP亡国論』集英社、2011年3月。
- [2]服部信司『TPP問題と日本農業』農林統計協会、2011年3月。
- [3]中野剛志編『TPP開国論のウソ』飛鳥新社、2011年5月。
- [4]「浮上するTPPで日本農業はどうなる?」『農業と経済』臨時増刊号、昭和堂、2011年5月。
- [5]浜田和幸『恐るべきTPPの正体－アメリカの陰謀を暴く－』角川マーケティング、2011年4月。
- [6]渡邊頼純『TPP参加という決断』ウェッジ、2011年10月。
- [7]石田信隆『TPPを考える－「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる－』家の光協会、2011年2月。
- [8]森島賢『TPPが暮らしを壊す－雇用、食生活、保険・医療の危機－』家の光協会、2011年4月。
- [9]石川幸一『環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要と意義』『季刊・国際貿易と投資』Autumn 2010, No.81, 64～74頁。
- [10]石川幸一『新しい協定となるTPP』『季刊・国際貿易と投資』Summer 2011, No.84, 19～37頁。
- [11]石川幸一『TPPと東アジアの地域統合のダイナミズム』『季刊・国際貿易と投資』Autumn 2012, No.89, 74～89頁。
- [12]調査及び立法考査局『環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題』『調査と情報』第735号、国立国会図書館、2012年2月。
- [13]内閣官房『TPPをとともに考える地域シンポジウム説明資料・参考資料』2012年3月。
- [14]石田信隆『TPPと戦略的経済連携－「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ－』
- [15]石原健二『TPP問題と日本農業』『自治総研』通巻392号、2011年6月号、38～58頁。
- [16]環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要・データ集』日本貿易振興機構海外調査部、2011年12月。
- [17]環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の概要』日本貿易振興機構海外調査部、2010年11月。
- [18]稲永直人・山本康貴『ニューージーランド・シンガポール間および日本・シンガポール二国間自由貿易協定(FTA)における原産地規制の比較分析』『北海道大学農経論叢』60, 北海道大学農業経済学科、2004年4月、147～160頁。
- [19]崔ウォンギ『米国の環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の推進戦略－推進背景および今後の展望－』『主要国際問題分析』韓国外交安保研究院、2010年9月、1～19頁。
- [20]環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題』『調査と情報』第735号、国会図書館調査及び立法考査局、2012年2月、1～27頁。
- [21]日本商工会議所『TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉の現状について』2012年4月。
- [22]『TPP協定交渉の分野別状況』関係部署、2012年3月。
- [23]矢口克也『TPPと日本農業・農政の論点－貿易自由化・食料自給率・農業構造・制度設計－』『調査と情報』第703号、国立国会図書館、2011年2月。
- [24]権ヒョクゼ『TPPの展望と対応方向』『SERI経済フォーカス』第359号、SERI。
- [25]Lee et al.(2006), *Regional Trade Agreement and Productivity Improvement*, KIEP.
- [26]Hertel, T.W.(1999), *Global Trade Analysis: Modeling and Applications*, Cambridge University Press.
- [27]Choi, S.K et al.(2011), *Trans-Pacific Partnership Agreements: Results of Negotiations and Implications for Accession*, KREI.
- [28]Cho, G.L. & Song, W.G.(2009), *The KERI-CGE Model for Analysis on the Economic Effects of Free Trade Agreements*, KERI.